

岩手県告示第541号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成29年7月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人侍 浜福社会	久慈市侍浜町外屋敷 第6地割10番地4	ヘルパーステーション アザレア	久慈市侍浜町外屋敷 第6地割10番地4	久慈市侍浜町本町第 6地割10番地70	平成28年11月1日
特定非営利活動 法人木もれ陽	奥州市水沢区佐倉河 字九蔵田40番地1	さつきいちえ訪問 介護センター	奥州市水沢区佐倉河 字薬師堂71番地1	奥州市水沢区佐倉河 字九蔵田40番地1	平成28年5月1日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人侍 浜福社会	久慈市侍浜町外屋敷 第6地割10番地4	ヘルパーステーション アザレア	久慈市侍浜町外屋敷 第6地割10番地4	久慈市侍浜町本町第 6地割10番地70	平成28年11月1日
特定非営利活動 法人木もれ陽	奥州市水沢区佐倉河 字九蔵田40番地1	さつきいちえ訪問 介護センター	奥州市水沢区佐倉河 字薬師堂71番地1	奥州市水沢区佐倉河 字九蔵田40番地1	平成28年5月1日